

議 長 日程第1「議案第11号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、利根川茂君。

総務文教常任委員長 それでは、朗読をいたしまして御報告にかえる次第でございます。

平成30年3月15日、松田町議会議長 中野博殿。総務文教常任委員会委員長利根川茂。総務文教常任委員会報告書。本委員会は、3月12日に委員6名中5名出席、3月15日に委員6名中4名出席のもと、役場4階会議室で委員会を開催し、平成30年第1回議会定例会において付託された「議案第11号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、近隣市町の状況や職員定数との関係、派遣職員の費用負担等を詳細に審査しました。審査の結果、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、一般社団法人化する観光協会を派遣できる団体に追加することは、さらなる観光振興を図るために必要であると判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れて、原案のとおり賛成することにしました。（1）職員定数の適切な範囲の中で、必要最小限に実施されたい。

（2）職員の派遣は期限を定め、実施されたい。以上でございます。

なお、私以外に平野副委員長及び総務文教委員の補足説明につきましては、よろしく願いいたします。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

10番 齋藤 決して反対する者ではないんですけど、1点だけ解釈をちょっとどうしているのかというところです。一番下の「職員の派遣は期限を定め、実施されたい」という文言ですけれども、職員は長くやっていないで、次の職員にかわれという意味なのか、職員を出すのをある程度にして、それ以降はもうしてい

ないようにするというような期限をつけろという意味なのか、どういう意味なのかということをお聞きしたいです。

7 番 利 根 川 この件につきましてはですね、何年…かつての例を調べましたところ、最高6年出向させてきた、派遣、出向ですか。させてきた例もあるそうでございまして。そうなってきますと、本人の問題あるいは次に行かれる人、いろんな情勢の問題がありまして、いろんな支障を起こすのではないかと。ですから、派遣を決める場合は本人並びに当事者団体とよく調整をしてですね、最初から1年なり、2年なり、3年なりという期限を決めて実施をされたいと、こういう意味でございます。以上です。

議 長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第11号松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。